

自動体外式除細動器（AED）貸出要領

平成17年4月1日決定

改正 平成19年10月1日

（目的）

第1条 この要領は、自動体外式除細動器（以下「AED」という。）の応急救命における重要性について広く周知し、その普及を図るとともに、市民活動における救命救急に備えてのAED貸出しに関し、必要な事項を定めるものとする。

（貸出対象者）

第2条 AEDは、次に掲げる事業（以下「貸出対象事業」という。）を主催等する団体（福生市内に本拠地を置くものに限る。）に貸出すものとする。

- （1）市が主催、共催又は後援する事業等
- （2）公益的な団体の活動事業
- （3）その他相当と認められる団体の事業

（貸出要件）

第3条 AEDの貸出を受けた団体は、消防署その他によるAEDを使用した救命講習等を受けた者を貸出対象事業実施期間中に配置しなければならない。

2 AEDの貸出を受けた団体は、保管及び使用に関し善良なる管理者としての注意をもって扱わなければならない。

（貸出方法）

第4条 AEDの貸出を希望する団体は、自動体外式除細動器（AED）貸出申請書（別記様式第1号）により市長に申し込むものとする。

2 市長はAEDの貸出を許可したときは、自動体外除細動器（AED）貸出許可書（別記様式第2号）を交付する。

（貸出期間）

第5条 貸出期間は、10日間を限度とする。ただし、市長が特に認める場合は、その期間を延長できるものとする。

（費用負担）

第6条 貸出にかかる費用は無料とする。

（実績報告）

第7条 AEDの貸出を受けた団体は、AEDを返却する際に、AED使用実績報告書（別記様式第3号）を提出しなければならない。

（損壊、紛失の費用弁償）

第8条 故意又は重過失によりAEDを損壊又は紛失した場合には、AED損壊等届出書（別記様式第4号）を市長に提出するとともに、AEDを原状に復し、

又はその相当額を弁償しなければならない。

(損害賠償責任)

第9条 市長は、貸与したAEDの誤った使用により生じた事故に対しては、一切の責任を負わない。

(返却)

第9条 市長は、次の各号に該当すると認めるときは、第4条の規定にかかわらず、貸出を受けた団体に対し、当該AEDの返還を求めることができるものとする。

- (1) 貸出を受けた者が、当該AEDを使用しなくなったとき
- (2) 貸出を受けた者が、本要領の各条項のいずれかに違反したとき
- (3) その他、市長が特に必要を認めたとき